# 七戸地区学校規模適正化検討委員会設置要綱

令和８年６月２９日
教育委員会訓令第２号

（設置）
第１条　七戸町立小学校及び中学校のうち七戸地区の小学校（以下「学校」という。）の適正規模、適正配置等について検討するため、七戸地区学校規模適正化検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
（所掌事務）
第２条　委員会は、次に掲げる事項について調査・検討し、七戸町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提言する。
（１）学校の適正規模に関すること。
（２）学校の適正配置に関すること。
（３）前２号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めること。
（組織）
第３条　委員会は、委員１５人以内をもって組織する。
２　委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。
（１）学識経験者
（２）町議会議員
（３）保護者代表
（４）地域代表
（５）前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者
（任期）
第４条　委員の任期は２年とし、再任を妨げない。
２　委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
（委員長及び副委員長）
第５条　委員会に委員長及び副委員長各１人を置き、委員の互選によってこれを定める。
２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
（会議）
第６条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。
２　会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
３　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
４　会議の議事録は、委員会の承認を得て公開するものとする。
５　委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
（庶務）
第７条　委員会の庶務は、七戸町教育委員会学務課において処理する。
（その他）
第８条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則
この要綱は、令和８年７月１日から施行する。